

## 計算書類に対する注記（法人全体用）

### 1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物 — 定額法
- ・構築物 — 定額法
- ・車両運搬具 — 定額法
- ・器具及び備品 — 定額法
- ・ソフトウェア — 定額法

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金 — 当法人は、加入する退職給付制度の規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しているため、引当金は計上していない。
- ・賞与引当金 — 重要性に乏しいため計上しない。
- ・徴収不能引当金 — 重要性に乏しいため計上しない。

### 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 3. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、京都社会福祉事業企業年金基金が実施する退職給付制度及び、独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

### 4. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)

(2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)

当法人では、事業区分が社会福祉事業のみのため、省略する。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式) 当法人では、公益事業を実施していないため、作成していない。

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式) 当法人では、収益事業を実施していないため、作成していない。

(6)各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 本部拠点 (社会福祉事業)

「本部」

イ セヴァ・子ども学園拠点 (社会福祉事業)

「セヴァ・子ども学園」

ウ セヴァノーチェ学園拠点 (社会福祉事業)

「セヴァノーチェ学園」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	70,000,000	0	0	70,000,000
建物	29,166,793	0	2,508,434	26,658,359
合計	99,166,793	0	2,508,434	96,658,359

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)	70,000,000	0	70,000,000
建物(基本財産)	126,688,600	100,030,241	26,658,359
建物	43,106,664	19,032,033	24,074,631
構築物	18,043,935	8,795,785	9,248,150
車輛運搬具	9,375,324	6,414,808	2,960,516
器具及び備品	30,248,903	24,099,419	6,149,484
ソフトウェア	491,400	171,990	319,410
合計	297,954,826	158,544,276	139,410,550

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10.満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11.関連当事者との取引の内容

該当なし

12.重要な偶発債務

該当なし

13.重要な後発事象

該当なし

14.その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

## 計算書類に対する注記（本部拠点区分用）

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

該当なし

#### (3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金 - 重要性に乏しいため計上しない。
- ・賞与引当金 - 重要性に乏しいため計上しない。
- ・徴収不能引当金 - 重要性に乏しいため計上しない。

### 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 3. 採用する退職給付制度

該当なし

### 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 本部拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

### 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

### 7. 担保に供している資産

該当なし

### 8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

### 9. 債権額、徴収不能引当金の当期残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

## 計算書類に対する注記（セヴァ・子ども学園拠点区分用）

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物 — 定額法
- ・構築物 — 定額法
- ・車輛運搬具 — 定額法
- ・器具及び備品 — 定額法
- ・ソフトウェア — 定額法

#### (3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金 — 当法人は、加入する退職給付制度の規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しているため、引当金は計上していない。
- ・賞与引当金 — 重要性に乏しいため計上しない。
- ・徴収不能引当金 — 重要性に乏しいため計上しない。

### 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、京都社会福祉事業企業年金基金が実施する退職給付制度及び、独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

### 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) セヴァ・子ども学園拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	70,000,000	0	0	70,000,000
建物	126,688,600	0	2,508,434	26,658,359
合計	196,688,600	0	2,508,434	96,658,359

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

( 単位 : 円 )

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)	70,000,000	0	70,000,000
建物(基本財産)	126,688,600	100,030,241	26,658,359
建物	35,663,201	18,717,782	16,945,419
構築物	17,916,819	8,772,481	9,144,338
車輛運搬具	9,375,324	6,414,808	2,960,516
器具及び備品	30,248,903	24,099,419	6,149,484
ソフトウェア	491,400	171,990	319,410
計	290,384,247	158,206,721	132,177,526

9. 債権額、徴収不能引当金の当期残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

## 計算書類に対する注記（セヴァノーチェ学園拠点区分用）

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物 — 定額法
- ・構築物 — 定額法

#### (3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金 — 当法人は、加入する退職給付制度の規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しているため、引当金は計上していない。
- ・賞与引当金 — 重要性に乏しいため計上しない。
- ・徴収不能引当金 — 重要性に乏しいため計上しない。

### 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、京都社会福祉事業企業年金基金が実施する退職給付制度及び、独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

### 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) セヴァノーチェ学園拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

### 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

### 7. 担保に供している資産

該当なし



#### 8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	7,443,463	314,251	7,129,212
構築物	127,116	23,304	103,812
合計	7,570,579	337,555	7,233,024

#### 9. 債権額、徴収不能引当金の当期残高、債権の当期末残高

該当なし

#### 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

#### 11. 重要な後発事象

該当なし

#### 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし